

請願第1号

請 願 書

紹介議員 安孫子 義 徳
紹介議員 佐 藤 政 人
紹介議員 太 田 陽 子
紹介議員 佐 藤 耕 治

山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願

〈請願趣旨〉

現在進められている山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合・再編において、統合後の新病院において、人工透析機能を無くすことなく維持・継続していただくことを強く要望いたします。

〈請願理由〉

1 通院負担と生命の維持

人工透析は週3回程度の通院が不可欠であり、患者にとって通院距離の増加は身体的・精神的に極めて大きな負担となります。地域から透析施設が失われることは、患者の生命維持を脅かす事態に直結します。

2 民間施設の受け入れ限界

近隣の民間クリニック等への移行が検討される場合もありますが、重症患者や合併症を抱える患者、夜間透析が必要な就労患者の受け入れには限界があり、公立病院としてのセーフティネット機能が必要です。

3 災害時・緊急時の対応

災害時における透析治療の継続は公立病院の重要な役割です。統合による効率化が進んでも、地域における透析医療の供給能力が低下すれば、有事の際の対応が困難になります。

以上の理由により、住民が安心して生活を継続できるよう、下記の事項を請願いたします。

〈請願項目〉

- 1 山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合後も、人工透析の病床数および診療体制を現在と同等以上に維持すること。
- 2 合併症や重症化に対応できる高度な透析医療機能を、公的責任において継続すること。
- 3 患者の通院利便性を考慮し、現在の立地条件や送迎体制を維持・拡充すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和8年2月20日

山形県山形市城西町4-2-38
特定非営利活動法人 山形県腎友会
会長 本 田 一 雄

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿